平成２０年（フ）第２０３号
石川県小松市問屋町６番地
破産者　北秀物産株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字山那字宮東84番地
破産者　ケイツーテック株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６８号
滋賀県守山市三宅町60―２、住民票上の住所大阪府四條畷市田原台８丁目24番１号
破産者　井上　義雄
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
和歌山市鳴神82―３　パレロワイヤル井辺802号、住民票上の住所和歌山市宇田森149番地の４
破産者　総合建設業シオキこと　潮﨑　秀樹
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４号
香川県高松市国分寺町新名693番地５
破産者　ストアプロジェクト株式会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６６５号
長崎県長崎市住吉町14番18号
破産者　長崎高圧工業有限会社
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田2335番地
破産者　神﨑　重美
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止決定の取消決定

平成２２年（ソラ）第１０３９２号（原審東京地方裁判所平成２２年（フ）第１２４３４号）
埼玉県朝霞市幸町２丁目18―12―108
抗告人（破産者）　中山　妙子
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７１号
栃木県小山市大行寺1028番地１、開始決定時の住所栃木県小山市大字生駒755番地
破産者　熊倉　貞夫
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第９７５号
高知市横浜新町５丁目103番地
破産者　有限会社リスキー
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３６３号
名古屋市北区大我麻町124番地
破産者　大進化成株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５８号
愛知県常滑市久米字伝子64番地の２
破産者　都築工務店株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４号
愛知県春日井市勝川町１丁目45番地
破産者　緑工芸株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１６号
大阪府箕面市船場東３丁目６番２号
破産者　増見株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１０号
大阪府東大阪市本庄中１丁目１番35号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市甲子園口北町16番６号
破産者　株式会社大真印刷社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３１号
大阪市中央区平野町３丁目１番７号
破産者　川上テキスタイル株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３７号
大阪市中央区釣鐘町１丁目１番11号ミューズワンビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区天満橋京町１番23号
破産者　有限会社サークルトラスト
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８９号
大阪市北区豊崎３丁目４番14号ショーレイビル
破産者　新電資材株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１３号
岡山市南区洲崎２丁目７番15号
破産者　片山　武治
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部